

小規模保育事業及び学童クラブ等における虐待発生後の市が講じた措置内容等を報告する会議体について

1 西東京市・子ども若者審議会への報告について

児童福祉法第 33 条の 15 により、市は小規模保育事業及び学童クラブ等において発生した虐待の事実確認や当該施設等に対する指導等の措置を講じた場合には、速やかに、講じた措置の内容や子どもの状況等を児童福祉審議会等へ報告を行い、第三者の立場から確認を受けることとされている。

西東京市では、この役割を西東京市子ども・若者審議会が担う。

2 報告を受ける会議体について

- (1) 虐待事案の報告では、個人情報やプライバシーに深く関わる内容が含まれ、公開することにより関係者の権利利益を害する恐れがあるため、会議は秘密会（委員は守秘義務を負うこととなる）とする。
- (2) 現在の審議会委員には、保育所や幼稚園等の関係者も含まれているため、個人情報への配慮や個別の事案について率直な報告や意見交換を行うために、「虐待対策専門部会」を設置し、専門部会にて報告を受けることとする。
- (3) 虐待対策専門部会は常設とし、事案発生時に緊急的に招集するかつ事案が発生しない場合でも年に 1 回は招集する。

3 虐待対策専門部会で審議する内容

虐待対策専門部会では、主に次のような点について市から報告を受ける。

専門部会委員には、第三者の立場から、再発防止や子どもの権利擁護の観点で意見をいただく。

【主な報告内容】

- ・ 虐待事案の概要
- ・ 市が実施した調査や対応の内容
- ・ 被害を受けた子どもへの支援の状況
- ・ 再発防止に向けた改善策
- ・ 今後の市の取組

4 部会員について

学識経験者、弁護士、児童福祉行政経験者など